

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
平成 29 年度助成金 募集要項

交付対象

- (1)青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励しまたは自ら行い、かつその活動を3年以上継続して実施している団体とします。
- (2)団体とは次のとおりです。
- 1 スポーツ振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人
 - 2 上記以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - ア. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ. 団体の意志を決定し執行する組織が確立していること
 - ウ. 自ら経理し監査する等会計組織を有していること
 - エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

交付金額

指定の期間に予定する一つの事業予算の2分の1（上限100万円）以内とします。但し、同一事業の場合は前後期で分けて申請をされても、年間で上限100万円とします。

対象となる事業費

原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。

但し、協賛金的な性格を有するものについては対象外です。

申請手続

助成金交付申請書に必要事項を記入し、対象団体であることを証明する書類（履歴事項全部証明書写しまたは定款写し等、前年度事業報告書、前回事業パンフレット等）を添付して、当財団事務局宛に郵送で申請してください。なお、申請書類は返却いたしません。

※ホームページ上に定款、事業報告書等が掲載されている場合は省略可

申請期限と交付決定

- | | |
|----|--|
| 前期 | 対象期間：平成29年4月～9月および平成29年度の年間を通じた事業
申請期限：平成28年12月31日（当日消印有効）
交付決定：平成29年2月28日（予定） |
| 後期 | 対象期間：平成29年10月～平成30年3月の事業
申請期限：平成29年6月30日（当日消印有効）
交付決定：平成29年8月31日（予定） |

審査と結果通知

当財団の審査委員会で審査のうえ、可否に関わらず申請団体に郵送にて通知を行います。

事業完了報告

助成金を受けた団体が助成事業を完了したときは、助成事業完了報告書（指定書式）により当財団宛に報告してください。

助成金の経理

助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

その他

- (1)助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで団体名・事業名を公表する場合があります。
- (2)申請書類上の個人情報は、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3)申請に際し、別紙「助成金に関してのよくあるご質問」もご参照ください。

申請書送付・問合わせ先

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局

〒113-8543 東京都文京区湯島 3-23-13 ヨネックス株式会社内

TEL 03-3839-7195

FAX 03-3839-7196

E-mail zaidan@yonex.co.jp

HP <http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

※ホームページから申請書ダウンロード可

電話受付 平日 9時～16時30分（土日祝日休み）